

(案)

売買契約書

- 1 件名 所沢市市民医療センター医療情報システム一式
- 2 場所 所沢市市民医療センター
- 3 履行期間 契約締結日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)
- 5 契約保証金 免除(所沢市契約規則第18条第1項第4号の規定による)
- 6 前払金 なし
- 7 その他特定条件 なし

上記の契約について、発注者 所沢市 と 受注者 〇〇〇 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

契約締結日 令和 7 年 3 月 31 日

発注者 所沢市並木一丁目 1 番地の 1

所沢市

所沢市長 小野塚 勝俊

受注者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

所沢市物品売買契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等（仕様書、見本、図面及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品（以下「物品」という。）を、契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に契約書記載の納入場所（以下「納入場所」という。）において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、物品を納品する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、発注者の実情にあった品質のものを選定すること。
- 5 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる用語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、さいたま地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の物品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(監督又は中間検査)

第4条 発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と期日及び場所について協議の上、発注者の職員に立ち合わせ、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督、又は中間検査をすることができる。

(納 入)

第5条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者はすえ付け、又は調整を要する物品については、納入の際にすえ付け、又は調整を完了するものとし、当該完了の日に物品の納入があったものとする。

3 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

4 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検 査)

第6条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いの上、発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員に検査(物品の種類・品質・数量・性能又は包装等の検査をいう。以下同じ。)を行わせるものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して分解又は試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用並びに検査のため、変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

第7条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第5条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 前条第2項から第4項まで及び第7条の規定は、前項の検査に準用する。

(所有権の移転、引渡し)

第8条 受注者は、第6条に規定する検査に合格した後に、納入場所において遅滞なく発注者に対し当該物品の引渡しを行うものとし、同時に所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。

(契約内容の変更等)

第 9 条 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、契約内容の変更又は、物品納入の一時中止が不可抗力による場合はこの限りでない。

(履行の延期)

第 10 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により物品を納入期限内に納入できないことが明らかとなったときは、速やかにその理由を書面にて発注者に申し出し、納入期限の延期を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。ただし延期日数は、発注者・受注者協議の上決定する。

(契約代金の支払)

第 11 条 受注者は、第 8 条の規定による引渡しが完了したときは、発注者の指示する手続に従って契約代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から 30 日以内に、受注者に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 6 条第 1 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(危険負担)

第 12 条 第 8 条の規定により所有権が移転する前に生じた物品の亡失及び毀損等は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、全て受注者の負担とし、物品の引渡し以降に生じたものは受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 13 条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

履行の追完が不能であるとき。

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第 14 条 発注者は、納入された物品に関し、第 8 条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受け、契約に適合しないと知ったときから 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下の項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第 15 条 発注者は、引渡し完了までの間は、次条又は第 17 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 正当な理由なく、納入期限内に契約を履行しないとき。
納入期限までに契約履行の見込みがないと認められるとき。
正当な理由なく、第 13 条の履行の追完がなされないとき。
前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 第 3 条第 1 項の規定に違反して物品売買契約の債権を譲渡したとき。
この契約の業務を完了させることができないことが明らかであると認められるとき。
受注者がこの契約の引渡しの完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的

を達することができないとき。

契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると認められるとき。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品売買債権を譲渡したとき。

第19条又は第20条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第9条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が3分の2以上減少することとなるとき。

第9条第1項の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止せようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第22条 発注者は、この契約が引渡しの完了前に解除された場合においては、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額を受注者に支払うことができる。ただし、既履行部分の引渡しだけでは契約の目的を達することができない場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

履行期間内に引渡しを完了することができないとき。

この物品に契約不適合があるとき。

第16条又は第17条の規定により、引渡しの完了後にこの契約が解除されたとき。

前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条又は第17条の規定により引渡しの完了前にこの契約が解除されたとき。

引渡しの完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が第1項の違約金及び第2項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第11条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(紛争の解決)

第 2 5 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和 2 6 年法律第 2 2 2 号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調定の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）に基づく訴えの提起を行うことができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 2 6 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密の保持等)

第 2 7 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(個人情報の保護)

第 2 8 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(差別の解消)

第 2 9 条 受注者は、この契約による業務を遂行するにあたっては、別添の「業務委託等おける障害を理由とする差別の解消に関する留意事項」に準拠すること。

(環境への配慮)

第 3 0 条 受注者は、業務を遂行するにあたっては、別添の「環境配慮事項等伝達書」に準拠し、環境への負荷低減に努めなければならない。

(補則)

第 3 1 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

秘密情報及び個人情報の取扱に関する特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、本契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、所沢市市民医療センターセキュリティポリシーや、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、秘密情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密情報）

第2条 秘密情報とは、所沢市（以下「発注者」という。）の保有する情報資産であって、発注者から受注者に開示される個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）を含むすべての情報のうち、発注者が非公開情報を含む秘密保持すべきものと指定したものをいう。

（受注者等の責務）

第3条 受注者は、秘密情報を適切に管理するため最大限の注意を払い、秘密情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、秘密情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の指定等）

第4条 受注者は、秘密情報を適切に管理するため、作業責任者を定め、原則として業務の着手前に発注者に申請し、その承認を得なければならない。

2 受注者は、業務を行う作業従事者（派遣労働者、再委託事業者の作業従事者も含む）を定め、原則として業務の着手前に発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合は、事前に発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 作業責任者は、本特記事項に基づき秘密情報が適正に取り扱われるよう作業従事者を指揮監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、秘密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、原則として業務の着手前に発注者に申請し、その承認を得なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の施設内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に名札を着用させ事業者名が分かるようにしなければならない。

(研修・教育の実施)

第 6 条 受注者は、作業責任者及び作業従事者に対し、秘密情報の重要性についての認識を深めるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させ、秘密情報の適正な取扱いに資するための研修・教育をしなければならない。また、その教育の実施状況を記録する。

(秘密情報の守秘義務)

第 7 条 受注者、作業責任者及び作業従事者は、業務に関して直接又は間接に知り得た秘密情報の内容を業務目的以外で他人に知らせてはならない。業務の履行期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、前項の守秘義務について、作業責任者及び作業従事者に対し適切な監督を行わなければならない。

3 発注者が必要に応じ指示した場合、受注者は、作業責任者及び作業従事者に秘密保持に関する誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 8 条 受注者、作業責任者及び作業従事者は、業務に関して知り得た秘密情報の内容を利用目的以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供してはならない。業務の履行期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(再委託の制限等)

第 9 条 受注者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者に申請し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(秘密情報の管理)

第 10 条 受注者は、業務において利用する秘密情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室（以下「保管場所」という。）で厳重に秘密情報を保管すること。また、作業場所における作業の終了後は、速やかに保管場所への保管を行うこと。
- (2) 秘密情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 秘密情報を管理するための台帳を整備し、秘密情報の利用者、保管場所その他の秘密情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。発注者から要求があった場合には、当該台帳を提出しなければならない。
- (4) 作業場所に、私用コンピュータ、私用電磁的記録媒体その他の私物を持ち込んで、秘

密情報を扱う作業を行わせないこと。

- (5) 秘密情報を利用し作業を行うコンピュータに、業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (6) 発注者から秘密情報の提供を受けた場合は、秘密情報の受領証を作成し、発注者に提出する。
- (7) 秘密情報は、生成 AI 等に入力しないこと。

(持ち込みの制限)

第 1 1 条 発注者のネットワーク環境にコンピュータや電磁的記録媒体を持ち込み、作業を行う場合は、発注者に申請し、その承認を得なければならない。また、コンピュータや電磁的記録媒体を持ち込む場合、最新のウイルス対策ソフト等を使用していることや不正なプログラムが書かれていないことを確認すること。

(持ち出しの禁止)

第 1 2 条 受注者は、秘密情報を定められた場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者に申請し、承認を受けた場合はこの限りではない。その際、持ち出す目的、秘密情報の内容を明らかにすること。

- 2 あらかじめ発注者の承認を受けて、秘密情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(複写等の禁止)

第 1 3 条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、業務において提供された秘密情報を複写又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

第 1 4 条 受注者は、秘密情報を搬送する場合は、秘密情報の漏洩等の事故を想定した上で安全・確実に行うため、搬送時の体制を明確にし、パスワードの設定、暗号化、施錠できる搬送容器の利用等の必要な措置を講じる。

(秘密情報の廃棄等)

第 1 5 条 受注者は、業務において利用する秘密情報について、業務の履行期間満了又は契約解除等の事由により、秘密情報を受注者において保管する必要がなくなったときは、発注者の指定した方法により、速やかに返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、業務において利用する秘密情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき秘密情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、秘密情報の消去又は廃棄に際し、発注者の立会いを求められた場合は、これ

に応じなければならない。

- 4 受注者は、業務において利用する秘密情報を廃棄する場合は、当該秘密情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他の方法により、当該秘密情報を復元できないように必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、秘密情報の消去又は廃棄を行ったときは、消去又は廃棄を行った日時、担当者名を記録し、発注者に対して報告しなければならない。

(秘密情報の取扱状況に関する報告)

- 第16条 受注者は、発注者に対し、秘密情報の取扱状況について、定期的に報告を行わなければならない。
- 2 受注者は、発注者から秘密情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(秘密情報の取扱状況に関する監査及び検査)

- 第17条 発注者は、業務に係る秘密情報の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(再委託事業者を含む)に対して監査又は検査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデントの報告)

- 第18条 受注者は、秘密情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「情報セキュリティインシデント」という。)が発生した場合、又は発生する恐れのある場合は、当該インシデントの発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該インシデントに関わる秘密情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 発注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(権利帰属)

- 第19条 秘密情報に係る権利は、無体物又は有体物であるかにかかわらず、全て発注者に帰属する。著作権及び知的財産権、所有権その他一切の権利を含む。
- 2 本契約に基づき著作権及び知的財産権に関する情報を発注者が開示したことをもって、それらの知的財産権について受注者に譲渡又は許諾するものではない。

(契約解除)

- 第20条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 2 1 条 受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、発注者は、受注者に対して、損害賠償を請求することができる。

業務委託等における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項

平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、市では、「障害を理由とする差別の解消に関する所沢市職員対応要領」を定めました。

業務委託等における受注者の取組については、業務を所管する省庁から民間事業者向けの対応指針が発出されているところですが、本市の対応要領の趣旨を理解の上、業務の遂行にあたり次の事項について配慮願います。

1. 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけるなどの差別的取扱いをしないこと。

- <例> ※例は、正当な理由がないことを前提とします。
- ・障害を理由に対応を拒否する。または後回しにする。
 - ・特に必要がないにも関わらず、付き添いの同行を求める。または同行を拒否する。
 - ・障害を理由に威圧的な態度や、横柄な対応をする。

2. 合理的配慮の提供

障害者から配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、当該障害者の性別、年齢、障害の状態などに応じて、必要かつ合理的な配慮をすること。

- <例> ※本人の意思を確認すること。
- ・段差がある場合に、車いす利用者の補助をする。
 - ・視覚障害や肢体不自由等で文字を書くことが困難な場合、代筆する。
 - ・アナウンスや呼出しに気づくことのできない聴覚障害者に配慮する。
 - ・説明は、ゆっくり、分かりやすく伝える。また、メモを渡すなど相手が理解しやすい方法で伝えるよう配慮する。

環境配慮事項等伝達書

所沢市は、2050年までに市内の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2020年に表明し、「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」を2023年4月に施行しています。

受注者においても条例の趣旨を理解し、従業員の環境意識の向上を心掛け、下記のとおり事業活動における環境配慮に積極的に努めてください。

記

1 脱炭素社会の構築

- ・エネルギー効率の高い省エネ機器の導入及び適切な使用・建物全体の省エネ化等のエネルギーの使用の合理化
- ・再生可能エネルギーの利用（太陽光・太陽熱を利用した創エネ機器の導入、再生可能エネルギー比率の高い電力の利用等）
- ・環境負荷の少ない移動の実践（公共交通機関の利用、環境配慮車両の使用、エコドライブの実施等）
- ・デコ活の推進（クールビズ・ウォームビズの実践、環境配慮製品の購入等）

2 みどり・生物多様性の保全

- ・自然環境への配慮（樹林地の保全等）
- ・緑化活動の実施（樹木や草花の植栽等）

3 循環型社会の形成

- ・業務により発生するごみの削減：リデュース（本市の「マチごとプラスチックごみ削減宣言」に基づく、使い捨てプラスチック製品の使用抑制や代替品の検討等）
- ・再使用品の積極的な利用：リユース
- ・ごみの分別徹底による資源化：リサイクル

4 大気・水環境等の保全

- ・環境汚染の防止
- ・有害物質の適正な管理
- ・ヒートアイランド現象への配慮（人工排熱の低減や街中みどりの創出等）

5 魅力的な都市環境の創造

- ・人と環境に配慮した都市空間の整備
- ・地域環境と調和のとれた景観の保全や清潔なまちづくりの推進

6 協働・実践・教育の推進

- ・市の環境施策への積極的な参加
- ・SDGs（持続可能な開発目標）への貢献
- ・環境に関する研修・活動、普及啓発等の推進（地域と協働した環境保全活動等）